

要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月28日

草津市長 橋川 渉

令和4年度草津市サンヤレ踊りユネスコ無形文化遺産登録記念啓発事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和4年度草津市サンヤレ踊りユネスコ無形文化遺産登録記念啓発事業補助金交付要綱（令和5年草津市告示第9号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「令和5年3月31日」を「令和5年6月30日」に改める。

付 則

この要綱は、令和5年3月28日から施行する。

（令和5年3月28日揭示済み）

草津市告示第67号

草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月29日

草津市長 橋川 渉

草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市漢字検定料補助金交付要綱（平成25年草津市告示第180号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「（別記様式第1号）」を「（別記様式）」に改める。

付則第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

別記様式第1号中「別記様式第1号」を「別記様式」に改める。

付 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

（令和5年3月29日揭示済み）

草津市告示第69号

草津市公衆浴場衛生確保対策費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月29日

草津市長 橋川 渉

草津市公衆浴場衛生確保対策費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市公衆浴場衛生確保対策費補助金交付要綱（昭和59年草津市告示第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「浴場の開湯までに用意しておく浴槽一杯の湯をいう。」を「公衆浴場の営業に要するお湯」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条第2号、第3号関係）

（単位：千円）

補助対象設備(1)	補助対象経費(2)	耐用期間(3)	1施設当たり補助基準額(4)	補助金額の算定方法(5)
風呂釜 (外釜)	設備の改修(新設)	8年	4,500	① 業者が補助対象設備を設置するにかかる経費の合計額と1施設当たり補助基準額の少ない方の額を選定する。 ② ①により選定された額の2分の1以下に相当する額とする(ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)
風呂釜 (内釜)	および更新)に要する経費(稼働するのに必要な付帯設備を含む。)	5年		
循環ろ過機		10年		
温水器		5年		
煙突		10年		
バーナー		10年		
熱交換器		8年		
給湯配管		13年		
手すり		13年		
消毒機		5年		
タイル設備(給湯配管設備と併せて改善する場合に限る。)	設備の購入費(新設および更新)および工事費(解体費は含まない。)	13年		
スロープ		13年		
滑り止め		13年		

備考

- 1 耐用期間の経過した補助対象設備について、補助の対象とする。補助対象の経費は、公衆浴場の上記設備を改修するために要する設備購入費および工事費とし、また、稼働するのに必要な付帯設備を含むものとする。
- 2 給湯水配管については、給湯管にあつては釜からカランまでの配管を、給水管にあつては水タンクからカランまでの配管を補助対象経費とする。別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第3条第2号関係)

経費所要額調書

公衆浴場名() (単位:円)

改善予定の設備名	設備別経費支出予定額(A)	設備費合計額(B)	1施設補助基準額(C)	施設別選定額(D)	市補助金申請額(D×1/2)

(注) 1 (B)欄には、(A)欄の額を合計した額を記入すること。
 2 (C)欄には、第2条別表第5欄に掲げる1施設当たり補助基準額を記入すること。
 3 (D)欄には、(B)欄の額と(C)欄の額とを比較して少ない方の額を記入すること。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。(経過措置)
- 2 改正後の草津市公衆浴場衛生確保対策費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

(令和5年3月29日揭示済み)

草津市告示第70号

草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月29日

草津市長 橋川 渉

草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱(令和2年草津市告示第125号)の一部を次のように改正する。

第1条中(以下「認知症高齢者等」という。)を、」の右に「草津市認知症高齢者等見守り台帳に登録(以下「事前登録」という。)し、」を加える。

第4条第3項中「登録対象者および前項の申請を行った者」を「申請者」に改め、

同条第4項中「草津市認知症高齢者等見守り台帳に登録(以下「事前登録」という。)し」を「事前登録し」に改める。

別記様式第4号中「草津市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。(様式に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和5年3月29日揭示済み)

草津市告示第72号

草津市文化財保存事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月30日

草津市長 橋川 渉

草津市文化財保存事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市文化財保存事業補助金交付要綱（昭和59年草津市告示第88号）の一部を次のように改正する。

別表建造物保存修理の項中「国庫補助残の1/3以内」を「国庫補助残の1/3以内（ただし、市が管理団体となっている国史跡指定地内に存する国指定建造物に係る事業の場合は、国庫補助残の2/3以内とし、寄付金等の収入を控除する。）」に改め、

同表に次のように加える。

ユネスコ無形文化遺産保存振興	ユネスコ無形文化遺産の登録に係る活動等	-	10/10以内
----------------	---------------------	---	---------

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月29日揭示済み）

草津市告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更する。

この関係図面は、令和5年3月30日から令和5年4月14日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月30日

草津市長 橋 川 渉

道路の種別 市道

整理番号	旧新別	路線名	重要な経過地	
			起点	終点
2361	変更前	矢橋南笠野路線	草津市矢橋町字白森	草津市野路町字南田山
	変更後	矢橋南笠野路線	草津市矢橋町字八幡前	草津市南笠町字風呂海道
8546	変更前	南笠西15号線	草津市南笠町字木ノ下	草津市南笠町字大口
	変更後	南笠西15号線	草津市南笠町字木ノ下	草津市南笠町字木ノ下

8600	変更前	南笠西29号線	草津市南笠町字風呂海道	草津市野路町字榊差
	変更後	南笠西29号線	草津市南笠町字風呂海道	草津市南笠町字北野

（令和5年3月30日揭示済み）

草津市告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和5年3月30日から令和5年4月14日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月30日

草津市長 橋 川 渉

道路の種別 市道

路線名	区 間	敷地の幅員		延長 (m)	備考
		最小	最大(m)		
2361	矢橋南笠野路線	2.1	18.5	1252.9	
2363	野路南東西線	14.3	19.0	40.0	
8546	南笠西15号線	6.0	14.0	31.0	

8600	南笠西29号線	草津市南笠町字風呂海道889番から草津市南笠町字北野782番2まで	8.4~11.2	240.3	
8693	野路南86号線	草津市矢橋町字奥ノ沢314番2から草津市野路町字榊差1258番2まで	6.0~12.7	130.1	
8694	野路南87号線	草津市野路町字榊差1254番2から草津市野路町字榊差1253番4まで	3.0~3.0	29.4	
8701	野路南94号線	草津市南笠町字北野784番1から草津市南笠町字北野785番1まで	5.5~7.0	27.0	
8731	南笠西54号線	草津市南笠町字北野776番1から草津市南笠町字北野784番3まで	6.0~7.0	123.4	

(令和5年3月30日揭示済み)

草津市告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和5年3月30日から令和5年4月14日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月30日

草津市長 橋川 渉

道路の種別 市道

路線名 2351 野路矢橋線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市野路町字榊差1246番1から草津市南草津五丁目字南田山7番4まで	変更前	3.9~16.0	33.0	
	変更後	6.5~16.0	33.0	

路線名 3806 矢橋野路西線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市矢橋町字鎚田608番3から草津市南草津五丁目字南田山7番4まで	変更前	3.5~12.0	1130.2	
	変更後	3.5~12.0	1122.1	

(令和5年3月30日揭示済み)

草津市告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月30日から令和5年4月14日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月30日

草津市長 橋川 渉

道路の種別 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始日	備考
1097 野路南中央線	草津市野路町字榊差1246番1から草津市南笠町字風呂海道919番まで	令和5年3月30日	
2351 野路矢橋線	草津市野路町字榊差1246番1から草津市南草津五丁目字南田山7番4まで	令和5年3月30日	
2361 矢橋南笠野路線	草津市矢橋町字八幡前1211番3から草津市南笠町字風呂海道921番1まで	令和5年3月30日	

2363	野路南東西線	草津市南笠町字北野784番2から 草津市南笠町字大挾743番3まで	令和5年 3月30日	
3806	矢橋野路西線	草津市矢橋町字鎚田608番3から 草津市南草津五丁目字南田山7番4まで	令和5年 3月30日	
8546	南笠西15号線	草津市南笠町字木ノ下625番から 草津市南笠町字木ノ下629番2まで	令和5年 3月30日	
8600	南笠西29号線	草津市南笠町字風呂海道889番から 草津市南笠町字北野782番2まで	令和5年 3月30日	
8693	野路南86号線	草津市矢橋町字奥ノ沢314番2から 草津市野路町字榊差1258番2まで	令和5年 3月30日	
8694	野路南87号線	草津市野路町字榊差1254番2から 草津市野路町字榊差1253番4まで	令和5年 3月30日	
8701	野路南94号線	草津市南笠町字北野784番1から 草津市南笠町字北野785番1まで	令和5年 3月30日	
8731	南笠西54号線	草津市南笠町字北野776番1から 草津市南笠町字北野784番3まで	令和5年 3月30日	

(令和5年3月30日揭示済み)

草津市告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定に基づき、次のとおり歩行者専用道路を指定する。

この関係図面は、令和5年3月30日から令和5年4月14日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月30日

草津市長 橋川 渉

道路の種類別 市道

路線名 8694 野路南87号線

道路の区域

指定区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	指定年月日	備考
草津市野路町字榊差1254番2から	3.0~3.0	29.4	令和5年 3月30日	
草津市野路町字榊差1253番4まで				

路線名 8701 野路南94号線

道路の区域

指定区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	指定年月日	備考
草津市南笠町字北野784番1から	5.5~7.0	27.0	令和5年 3月30日	
草津市南笠町字北野785番1まで				

(令和5年3月30日揭示済み)

草津市告示第78号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年3月30日

草津市長 橋川 渉

1 公の施設

- (1) 名称 草津市立草津駅西口第2自転車駐車場
所在地 草津市西渋川一丁目1番33号
- (2) 名称 草津市立草津駅西口第3自転車駐車場
所在地 草津市西渋川一丁目561番1
- (3) 名称 草津市立草津駅西口第5自転車駐車場
所在地 草津市西大路町9番6号

2 指定管理者

名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
住所 大阪府大阪市西区南堀江一丁目12番19

号 四ツ橋スタービル9階

代表者名 近畿支店 支店長 大村 暎貴

3 指定期間

令和5年7月1日から令和7年3月31日まで

(令和5年3月30日揭示済み)

草津市告示第79号

草津市市民参加啓発事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月30日

草津市長 橋川 渉

草津市市民参加啓発事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市市民参加啓発事業補助金交付要綱(令和4年草津市告示第162号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

(令和5年3月30日揭示済み)

草津市告示第80号

令和5年2月24日開会の草津市議会定例会において議決を経た令和5年度草津市一般会計予算等の要領は、次のとおりである。

令和5年3月30日

草津市長 橋川 渉

1 予算題目一覧

令和5年度草津市一般会計予算

令和5年度草津市国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度草津市財産区特別会計予算

令和5年度草津市学校給食センター特別会計予算

令和5年度草津市介護保険事業特別会計予算

令和5年度草津市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度草津市水道事業会計予算

令和5年度草津市下水道事業会計予算

令和4年度草津市一般会計補正予算(第9号)

令和4年度草津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

令和4年度草津市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

令和4年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

令和4年度草津市水道事業会計補正予算(第2号)

令和4年度草津市下水道事業会計補正予算(第2号)

2 要領 略

(令和5年3月30日揭示済み)

草津市告示第81号

草津市多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月30日

草津市長 橋川 渉

草津市多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業実施要綱(平成28年草津市告示第114号)の一部を次のように改正する。

第2条に見出しとして「(事業の委託)」を付し、同条中「認める者」の右に「(以下「委託事業者」という。)」を加える。

(委託料)

第10条 市長は、ホームヘルパーを派遣したときは、1時間当たり3,000円を委託事業者に支払うものとする。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月30日揭示済み)

草津市告示第82号

草津市まちなか活性化推進員設置要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月30日

草津市長 橋川 渉

草津市まちなか活性化推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間活力を活用しまちなかの活性化を推進することを目的に、まちなか活性化推進員（以下「推進員」という。）を設置し、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 推進員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(任命)

第3条 推進員は、民間活力を活用するための広い識見を持ち、マーケティングやリーシング等を通じまちづくりに精通した者のうちから市長が任命する。

(職務)

第4条 推進員は、民間活力を活用したまちなかの活性化の推進およびそれに関連する業務に関する職務を行う。

(服務)

第5条 推進員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 与えられた職務を民主的かつ能率的に処理すること。
- (2) 市の不名誉となる行為を行わないこと。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (4) 誠実かつ公正に勤務すること。
- (5) 草津市職員倫理規程（平成13年草津市訓令第3号）の規定に準じて倫理を保持すること。

(任期)

第6条 推進員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(報酬および費用弁償)

第7条 推進員には、報酬を支給するものとし、報酬の額は、草津市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年草津市条例第20号。以下この条において「報酬条例」という。）別表の規定により、予算の範囲内で市長が定

める。

2 推進員が公務のために旅行するときは、報酬条例第2条の規定により、行政委員会の長等に準ずる者の費用弁償として旅費を支給する。

(解任)

第8条 推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、当初に定めた任用期間にかかわらず、任命権者はこれを解任することができる。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに耐えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職の改廃または予算の減少により廃職等を生じた場合
- (5) 刑事事件に関し起訴された場合
- (6) 第5条に定める服務に違反したと認められる場合

(災害補償)

第9条 推進員の公務上の災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年草津市条例第32号）の規定により補償するものとする。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月30日揭示済み)

草津市告示第83号

草津市ICT戦略特別推進員設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月30日

草津市長 橋川 渉

草津市ICT戦略特別推進員設置要綱の一部を改正する要綱

草津市ICT戦略特別推進員設置要綱（令和2年草津

市告示第178号)の一部を次のように改正する。

題名中「ICT」を「DX」に改める。

第1条中「情報通信技術(以下「ICT」という。)の活用」を「デジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)」に、「ICT戦略特別推進員」を「DX戦略特別推進員」に改める。

第3条中「、ICT」を「、情報通信技術(ICT)等のデジタル技術」に、「ICTの活用」を「DXの推進」に改める。

第4条中「草津市情報化推進計画に基づき、」を削り、「ICT」を「DX」に改める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月30日揭示済み)

草津市告示第84号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和5年3月31日から令和5年4月15日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

草津市長 橋 川 涉

道路の種類 市道

路線名 1071 医科大学東線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市笠山七丁目字 新池87番5から	変更前	11.0~24.3	533.5	
草津市笠山七丁目字 新池89番6まで	変更後	11.0~24.3	521.3	

路線名 1211 西渋川集線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市川原一丁目字 古屋敷13番から	変更前	6.1~6.1	50.0	

草津市川原一丁目字 古屋敷14番1まで	変更後	9.2~9.2	50.0	
------------------------	-----	---------	------	--

路線名 3403 志那中下物線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市志那中町字昆 布柿278番から	変更前	5.2~5.9	87.3	
草津市片岡町字藤ノ 木853番2まで	変更後	6.2~6.9	87.3	

路線名 3404 片岡下寺西線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市下寺町字東ノ 町300番8から	変更前	4.7~5.9	106.7	
草津市下寺町字東ノ 町293番6まで	変更後	6.0~7.9	106.7	

路線名 3407 北大萱志那港線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市北大萱町字西 ノ川575番4から	変更前	4.6~5.7	90.8	
草津市志那町字二ノ 坪2502番1まで	変更後	5.7~6.5	90.8	

路線名 3503 駒井沢集線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市駒井沢町字奥 ノ前255番から	変更前	4.1~4.2	37.4	
草津市駒井沢町字奥 ノ前256番1まで	変更後	6.2~6.2	37.4	

路線名 3512 上笠川原駒井沢線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市駒井沢町字奥 ノ前258番1から	変更前	6.9~6.9	34.0	
草津市駒井沢町字奥 ノ前258番1まで	変更後	9.7~9.8	34.0	

路線名 3801 草津北山田港線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市西草津一丁目 字菰原1363番16から	変更前	5.8~5.9	112.8	
草津市草津町字六ノ 坪1343番24まで	変更後	6.3~6.5	112.8	

路線名 3901 青地馬場線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市青地町字古葉 落480番から	変更前	2.7~24.5	2611.2	
草津市馬場町字茨谷 207番18まで	変更後	2.7~24.5	2599.7	

路線名 4113 下寺東1号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市下寺町字居村 85番から	変更前	2.4~4.5	8.8	
草津市下寺町字北川 68番1まで	変更後	2.4~4.5	8.8	

路線名 4301 下笠1号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市下笠町字下出 1773番から	変更前	2.0~2.1	12.7	
草津市下笠町字下出 1773番まで	変更後	3.0~3.0	12.7	

路線名 5112 芦浦9号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市芦浦町字長黒 176番1から	変更前	4.0~5.6	34.8	
草津市芦浦町字長黒 176番1まで	変更後	5.9~6.5	34.8	

路線名 5206 駒井沢3号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市駒井沢町字門 前247番1から	変更前	4.0~4.2	52.8	
草津市駒井沢町字門 前246番2まで	変更後	5.0~5.4	52.8	

路線名 5215 集3号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市集町字林田 144番15から	変更前	3.3~4.4	13.7	
草津市集町字三反長 1番1まで	変更後	6.2~6.2	13.7	

路線名 7314 矢橋4号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市矢橋町字南船 橋211番3から	変更前	5.5~10.0	61.5	
草津市矢橋町字南船 橋208番1まで	変更後	9.4~12.0	61.5	

路線名 8102 西草津2号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市西草津一丁目 字初干場1314番1か ら	変更前	6.5~11.0	4.4	
草津市西草津一丁目 字初干場1314番1ま で	変更後	6.5~11.1	4.4	

路線名 8104 西草津4号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市西草津一丁目 字初干場1337番1か ら	変更前	5.1~10.4	84.9	
草津市西草津一丁目 字初干場1292番1ま で	変更後	5.1~14.6	83.5	

路線名 8112 西草津12号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市西草津一丁目 字北中ノ町1366番12 から	変更前	7.1~11.0	4.9	
草津市西草津一丁目 字北中ノ町1366番12 まで	変更後	7.1~12.5	4.9	

路線名 8113 西草津13号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市西草津一丁目 字菰原1361番18から	変更前	6.0~11.6	4.5	
草津市西草津一丁目 字菰原1361番18まで	変更後	6.0~12.6	4.5	

路線名 8305 草津5号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市草津一丁目字 東横町403番12から	変更前	3.3~5.5	49.7	
草津市草津一丁目字 東横町403番7まで	変更後	5.3~6.6	49.7	

路線名 8511 野路南11号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市南笠町字榊差 1243番から	変更前	2.2~14.0	60.8	
草津市南笠町字榊差 1269番まで	変更後	2.2~14.0	61.2	

路線名 8522 南笠西10号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市南笠町字五反 田1432番6から	変更前	1.7~2.7	25.8	
草津市南笠町字五反 田1432番まで	変更後	4.0~4.3	25.8	

路線名 8705 野路南98号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市野路町字沢 884番2から	変更前	2.8~4.7	68.4	
草津市野路町字惣水 1212番2まで	変更後	2.8~5.2	72.6	

路線名 9106 山寺西6号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市山寺町字南四 反田1138番から	変更前	5.0~6.4	46.7	

草津市青地町字八反 田1615番まで	変更後	6.0~6.4	46.7	
-----------------------	-----	---------	------	--

路線名 9135 青地北18号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市青地町字田中 田303番1から	変更前	6.4~14.0	694.5	
草津市青地町字八反 田1616番1まで	変更後	6.4~14.0	693.5	

路線名 9308 東矢倉南5号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市東矢倉三丁目 字玄浦409番53から	変更前	4.0~8.0	34.7	
草津市東矢倉三丁目 字玄浦409番52まで	変更後	4.0~8.9	34.4	

路線名 9384 野路25号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市野路東四丁目 字狸山1850番から	変更前	2.8~4.8	43.6	
草津市野路東四丁目 字狸山1851番1まで	変更後	4.6~4.7	43.6	

路線名 9504 野路30号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市野路東二丁目 字清水作2284番8か ら	変更前	3.0~8.0	27.6	
草津市野路東二丁目 字清水作2290番1ま で	変更後	4.0~9.0	27.6	

路線名 9515 南笠東8号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市笠山七丁目字 新池87番1から	変更前	12.3~37.0	13.5	
草津市笠山七丁目字 新池87番1まで	変更後	12.3~25.0	13.5	

路線名 9567 南笠東61号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市笠山七丁目字 深谷83番1から	変更前	10.0~25.0	105.7	
草津市笠山七丁目字 深谷87番4まで	変更後	10.0~19.4	87.7	

(令和5年3月31日揭示済み)

草津市告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月31日から令和5年4月15日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

草津市長 橋 川 涉

道路の種別 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始日	備考
1211 西渋川集線	草津市川原一丁目字 古屋敷13番から 草津市川原一丁目字 古屋敷14番1まで	令和5年 3月31日	
3403 志那中下物線	草津市志那中町字昆 布柿278番から 草津市片岡町字藤ノ 木853番2まで	令和5年 3月31日	
3404 片岡下寺西線	草津市下寺町字東ノ 町300番8から 草津市下寺町字東ノ 町293番6まで	令和5年 3月31日	
3407 北大萱志那港線	草津市北大萱町字西 ノ川575番4から 草津市志那町字二ノ 坪2502番1まで	令和5年 3月31日	
3503 駒井沢集線	草津市駒井沢町字奥 ノ前255番から 草津市駒井沢町字奥 ノ前256番1まで	令和5年 3月31日	

3512	上笠川原駒井沢線	草津市駒井沢町字奥 ノ前258番1から 草津市駒井沢町字奥 ノ前258番1まで	令和5年 3月31日	
3801	草津北山田港線	草津市西草津一丁目 字菰原1363番16から 草津市草津町字六ノ 坪1343番24まで	令和5年 3月31日	
4113	下寺東1号線	草津市下寺町字居村 85番から 草津市下寺町字北川 68番1まで	令和5年 3月31日	
4301	下笠1号線	草津市下笠町字下出 1773番から 草津市下笠町字下出 1773番まで	令和5年 3月31日	
5112	芦浦9号線	草津市芦浦町字長黒 176番1から 草津市芦浦町字長黒 176番1まで	令和5年 3月31日	
5206	駒井沢3号線	草津市駒井沢町字門 前247番1から 草津市駒井沢町字門 前246番2まで	令和5年 3月31日	
5215	集3号線	草津市集町字林田 144番15から 草津市集町字三反長 1番1まで	令和5年 3月31日	
7314	矢橋4号線	草津市矢橋町字南船 橋211番3から 草津市矢橋町字南船 橋208番1まで	令和5年 3月31日	
8102	西草津2号線	草津市西草津一丁目 字初干場1314番1か ら 草津市西草津一丁目 字初干場1314番1ま で	令和5年 3月31日	
8104	西草津4号線	草津市西草津一丁目 字初干場1337番1か ら 草津市西草津一丁目 字初干場1292番1ま で	令和5年 3月31日	
8112	西草津12号線	草津市西草津一丁目 字北中ノ町1366番12 から 草津市西草津一丁目 字北中ノ町1366番12 まで	令和5年 3月31日	